

京都市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 139 号

京都市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

京都市収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「区長」の右に「(証紙取扱員を区役所支所に置く場合にあっては、担当区長。次項において同じ。)」を加える。

第8条第1項中「主管課長」を「主管課の長」に改め、「区長」の右に「(主管課の長が区役所支所に所属する場合にあっては、担当区長。以下同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(会計室)